

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	村 澤 昌 崇
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目			
<p style="text-align: center;">1990 年代以降の高等教育政策・改革の検証に関する 計量社会学的研究 ～大学の行動選択に与える影響を中心に～</p>			
論文審査担当者			
主 査	教 授	山 田	浩 之
審査委員	教 授	藤 村	正 司
審査委員	教 授	曾余田	浩 史
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、1990年代以降の高等教育政策・改革について、研究蓄積の乏しい大学組織を対象に、計量分析を通じた事後検証を試み、政策の形式的・実質的効果を明らかにしたものである。</p> <p>従来の高等教育研究は、政策との距離が近く政策立案・貢献、政策の無批判な受容や推進を行うものが多く、このバイアスに関して社会学的に問い直すという検証のアプローチが必要である。また、近年の政策の視点は、システム全体から機関へとシフトし、機関の自主性の尊重と実質的な統制の再強化という矛盾を孕んだ展開を見せ、機関行動、政府と機関との間の関係が改めて問われている。しかし、この領域は研究の蓄積が乏しい。それらを乗り越えるために、本論文は、高等教育研究では不十分であった EBPM 的因果推論等の計量分析を援用し、高等教育政策の検証を試みようとしたものである。加えて、検証を通じ EBPM に内在する限界をも浮き彫りにし、EIPM「エビデンスを踏まえた政策形成」(Evidence-Informed Policy Making)を構想しようとしている（序章）。</p> <p>第1章では、「大学院重点化政策」の検証を FGLS（一般化最小二乗推定量）、Heckit モデルを通じて行った。その結果、大学院への進学者数は拡大したが、労働市場では必ずしも政策の意図通りには大学院修了者は評価されていないことを指摘した。</p> <p>第2章では、「自己点検評価」の検証を、イベント・ヒストリー分析によって行った。その結果、各大学が自己点検評価の実施へと踏み切る要因は多様であり、この点において政府の規制緩和政策は成功したかのように見える。しかし、その後の認証評価の義務化を踏まえると、政府自らが大学の自主自律に任せる政策の失敗を認めたという推察も行っている。</p> <p>第3章では、いわゆる「将来像」答申の検証を、線形混合モデルにより行った。本答申は大学の機能的分化を推奨するとともに、競争的資金による分化の誘導を行ったものである。しかし、実際の分化は政策よりも大学が伝統的に保持する各種特性（歴史、規模・範囲、威信など）により影響されることが明らかにされた。ただし政策は、すでに形成されていた機能分化・階層化を制度上正当化したに過ぎないと推察される。</p> <p>第4章では、第3章での分析を踏まえ、共分散構造分析を通じて、機能的分化に至る道</p>			

筋・構造の解明を行った。その結果、第3章同様に、機能分化は大学の伝統的・慣習的な特性により規定され、各種政策もこれらの特性に影響されることが明らかにされた。さらに、政策が伝統的・慣習的に形成された大学の序列の事後正当化機能を果たしていることが指摘された。

第5章では、大学のガバナンス改革の教学に与える効果を、共分散構造分析により検証した。その結果、本改革の教学への効果が疑わしいことが示され、これを踏まえ実際の政策の目的は、大学を統制しやすい寡頭制に変えることにあった可能性があるかと推察した。

第6章では、大学ガバナンス改革の研究生産性に与える効果を、ZINBモデルにより検証した。その結果、研究生産性へもガバナンスの効果は不確かであり政策効果は疑わしく、ガバナンス改革と成果との間はもともと政策上も「脱連携」だったのではないかと推測した。

第7章では、近年EBPMで注目される傾向スコア分析とマルチレベル共分散構造分析を用い、ガバナンスの因果効果を厳密に推論した。結果としてガバナンスの効果は大学間と大学内では正反対であり、一貫性を見いだせないことが示された。

終章では、本研究の知見と意義をまとめるとともに、EBPM的因果推論を政策検証に応用することの是非を考察した。また、高等教育の文脈に応じた知識を踏まえながら、学際的に政策の事前・事後検証を行い、絶えず政策をモニタリングすることの必要性が示唆された。

以上を踏まえ、本論文は以下の点で高く評価できる。

第1に、政策との距離が近い故に、政策貢献や政策的示唆が半ば義務化され、政策の無批判な受容と推進が常態化した高等教育研究に、原点回帰的とも言える検証型の研究と結果を提示した点である。本研究が示したのは、政策貢献や政策追従の研究がもたらすバイアスであり、その中で看過されてきた「政策の失敗を認める」ことの重要性である。

第2に、高等教育政策の検証において、高等教育研究では不十分であった高度な統計分析手法の応用を積極的に行った点である。高等教育研究では、未だに方法論的な未成熟が指摘されている。その指摘を踏まえ、近年EBPMで推奨される因果推論的手法の応用も行い、より厳密に政策効果の検証を試みた意義は大きい。

第3に、本論で応用を試みた方法論、特に近年注目されるEBPM的な因果推論の政策検証への応用自体を批判的に検証し、高等教育研究を超えて社会科学全般におけるその応用の課題を明示しつつ、今後の高等教育研究における学際的研究、形式知と経験知の融合による実のある政策検証型研究の展望を示した点である。そもそも高等教育研究はEBPMへのキャッチアップが遅れており、その応用が喫緊の課題である。しかし、その方法を「先端的」であるとして短絡的・盲目的に応用する研究の乱造も予想される。本論文ではそうした状況も見越し、先端的とされる分析自体にも批判的検討を行っている点は高く評価される。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和3年1月6日